

# 印鑑証明の交付について

## 印鑑の登録

- 印鑑証明が必要なときは登録証(カード)を必ずお持ちください。
- 登録印鑑・委任状はいりません。
- 登録証(カード)は登録印鑑同様大切に保管してください。
- 磁気に近づけないでください。



(注) 登録証(カード)・登録印鑑を紛失されたときは、あらたに登録の手続をしていかなければなりません。

## 窓口

区役所市民課

## 印鑑証明交付

交付手数料 1通 300円(窓口)

(※マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付または自動交付機を利用されると交付手数料が150円になります)

●印鑑の登録の取りやめや印鑑の変更、成年被後見人の方が印鑑登録されるときなどは、下記の窓口へお問合せください。

堺区役所市民課 ☎228-6934  
東区役所市民課 ☎287-8102  
南区役所市民課 ☎290-1802  
美原区役所市民課 ☎363-9313

中区役所市民課 ☎270-8183  
西区役所市民課 ☎275-1903  
北区役所市民課 ☎258-6713

# 印鑑登録の手続と印鑑証明の交付について

— 堺市 —

印鑑証明は、堺市に登録された個人の印鑑(印影)を証明するものです。

この印鑑証明は個人が社会生活の中で必要になる種々の手続や法律行為に用いられ、とくに、資産の処分や融資の手続には欠かせないなど、たいへん重要な役割を果たします。

それだけに市では、印鑑登録申請の取扱いにあたっては、より慎重であることが求められており、登録された方自身も、登録した印鑑や印鑑登録証(登録済を証明するカード)の保管には充分なご配慮をお願いします。

### ◆印鑑登録のできる方

- 満15才以上の方
- 堺市で住民登録をしている方

### ◆登録できる印鑑

- 一人一個
- 氏または名だけを彫ったもの、氏・名の両方を彫ったもの

### ◆登録できない印鑑

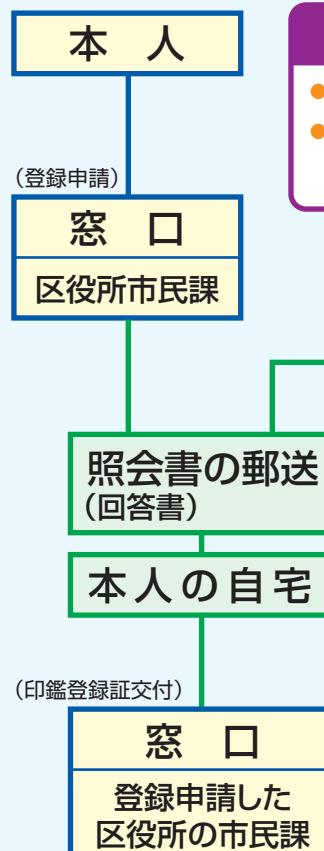
- 型に流し込んでつくられたできあいのもの
- 職業その他の事項をあわせて彫ったもの
- ゴム印その他変形しやすい材質のもの
- 印影が不鮮明や文字の判断が困難なもの
- 輪郭がなかつたり、欠けているもの
- 印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの

### ◆登録申請するところ

- 区役所市民課

# 印鑑登録の手続

## I. 本人が窓口に来られる場合



**持ってきていただくもの**

- 登録できる印鑑
- 本人であることを確認できるもの(複数点)  
例)健康保険の資格確認書、年金手帳など



**持ってきていただくもの**

- 登録できる印鑑
- 委任状  
(登録する本人がすべて作成してください。)
- 代理人の方の氏名などがわかるもの(複数点)  
例)健康保険の資格確認書、年金手帳など

## II. やむをえず代理人が窓口に来られる場合



**持ってきていただくもの**

- 登録できる印鑑
- 次の①・②のどちらかが必要です  
①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書など  
官公署の発行した免許証・許可証等で顔写真が貼ってあり、割印または改ざん防止処理をしているもの
- ②保証書+本人であることを確認できるもの(複数点)  
例)健康保険の資格確認書、年金手帳など  
堺市すでに印鑑登録をしている方が、申請人を本人であると保証した書面  
(注)保証書は保証人がすべて作成し、登録印鑑を鮮明に押印したもの

## III. すぐに印鑑証明がいる場合

本人が窓口に来られるときにかぎります

### 委任状の書き方(例)

(すべて登録する本人が作成)

(本人氏名については必ず自署してください)  
自署できない場合は押印が必要です

委任状

代理人  
住所 堺市堺区南瓦町3番1号  
氏名 堺 花子

私は、やむをえない理由により、自ら申請・届出することができないので、上記の者を代理人として定め、次の権限を委任します。

- 印鑑登録の申請
- 印鑑登録廃止の届出

○年○月○日

本人  
住所 堺市堺区南瓦町3番1号  
氏名 堺 太郎

印鑑登録証  
交付



### 保証書の書き方(例)

(すべて保証人が作成)

(保証人氏名については必ず自署してください)

保証書

○年○月○日

印鑑登録申請者(本人)  
住所 堺市堺区南瓦町3番1号  
氏名 堺 太郎  
生年月日 平成3年1月1日

上記の者は、印鑑登録申請者本人であることを保証します。なお、この保証書は、印鑑登録申請者本人に交付したものです。

保証人  
住所 堺市堺区南瓦町3番1号  
氏名 堺 二郎  
生年月日 昭和33年12月12日



### 本人が来られるとき

#### 持ってきていただくもの

- 回答書  
(本人が記入・押印)
- 登録者本人であることを確認できるもの(複数点)  
例)健康保険の資格確認書、年金手帳など

### 代理人が来られるとき (やむをえず本人が来られないとき)

#### 持ってきていただくもの

- 回答書  
(本人が記入・押印し代理人欄も本人が記入)
- 本人の氏名などがわかるもの(複数点)  
例)健康保険の資格確認書、年金手帳など
- 代理人の方の氏名などがわかるもの(複数点)  
例)健康保険の資格確認書、年金手帳など

(注)回答書の有効期限は1か月以内  
(1か月を過ぎると再度登録手続が必要です)

(注)回答書への登録印鑑の押印が不鮮明なときは登録印鑑が必要なこともありますので、できるだけ持参してください

(注)回答書は、登録の申請をされた区役所に持参してください

代理人が来られた場合は代理人に交付